

国家に抗する政治的共同体

—カール・マルクスのシティズンシップ論—

一橋大学
隅田 聡一郎

はじめに

T・H・マーシャルの『シティズンシップと社会的階級』以降、近代において国家の構成員であることは、この地位に対応した諸権利を行使する資格をもつことだと考えられている。もっとも、政治思想史において、古典古代ギリシアのポリスに由来するシティズンシップ概念は、自由な人間がみずからの同格者たちとともに政治的共同体に参加することを意味していた¹。本稿では、国家あるいは政治的共同体の成員資格をめぐる思想史においてマルクスの政治思想を位置付けることで、マルクスのシティズンシップ論を再構築したい。

とはいえ、そもそもマルクスに固有の「政治思想」は存在するのだろうか。若きマルクスは、1844年にパリでポリティカル・エコノミー²研究を開始した直後の『経済学哲学手稿』「序文」、そしてブリュッセル移住後の抜粋ノートにおいて、政治（学）および国民経済学の両体系を批判する構想を書き留めている³。しかし、この構想はその後、ポリティカル・エコノミー批判としての『資本論』に取って代わられることになった。つまり、マルクス自身は結局のところ政治（学）批判の遂行を中断したわけである。だが、ポリティカル・エコノミー研究以前の「ヘーゲル国法論批判」や「ユダヤ人問題によせて」などで展開された政治（学）批判において、マルクス政治思想の萌芽を見いだすことができるだろう。じじつ、同時期の「クロイツナハ・ノート」（MEGA IV/2⁴）においては、フランス・イングランド・プロイセン・アメリカ・スウ

エーデンなどの近代国家形成史、そしてルソー『社会契約論』、モンテスキュー『法の精神』、ヘーゲル『法哲学』といった政治思想が検討されていることは注目に値する。この抜粋ノートの検討は別の機会に譲るが、一般に想定されている以上にマルクスは政治（学）批判を試みようとしていたのだ。

1. シティズンシップの思想史—古典古代と近代の比較から

古典古代以来の市民社会 *societas civilis*⁵ は、西欧近代において政治的国家 *Staat* とブルジョワ社会 *Bürgerliche Gesellschaft* に分裂する。よく知られているように、ヘーゲルは『法哲学』第三部「人倫」において、この分裂状態を「家族」「ブルジョワ社会」「国家」の三部構成として具体化した。そして、マルクスが「国法論批判」で考察対象とした第三章「国家」において、ヘーゲルは家族とブルジョワ社会の両者を「国家の前提」として再規定している。ヘーゲルによれば、近代ブルジョワ社会における「自分自身の諸利益を目的とする私的諸人格」は、かつての市民社会の構成員であるシトワイアン *citoyen* ではなくブルジョワ *bourgeois* である⁶。マルクスの政治（学）批判は、こうしたヘーゲル法哲学に由来する近代国家とブルジョワ社会の「二元主義⁷」を立脚点として、公的領域と私的領域の分離（および結合）を主題としたのである。近代的二元主義とは、公的生活と私的生活の対立、公人（シトワイアン）と私人（ブルジョワ）への分裂といった近代社会の根本問題にほかならない。

とはいえ、公的領域と私的領域の二元主義それ自体は、近代社会のみならず古典古代社会においても実在していた。このことは、シティズンシップの思想史においてマルクスの政治思想を位置付けるうえできわめて重要である。マルクスは、自身の著作において古典古代と近代の比較をよく好んだが、たとえば『聖家族』では、近代ブルジョワ社会に固有の奴隷状態との対照において古典古代の奴隷制を引き合いにだしている。「古典古代が奴隷制をその自然的土台としたのとまさに同じように、近代国家が自然的土台としたのは、ブルジョワ社会、ならびにブルジョワ社会の人間、すなわち私的利害と無意識の自然必然性という紐帯によって人間と結ばれているにすぎない独立の人間、営利労働と彼自身ならびに他人の利己的欲望の奴隷である」（MEW2, 120）。つまり、近代

社会においては、私利私欲を追求するブルジョワの「奴隷」状態が公的領域の基礎なのである。この意味で、「民主主義的代議制国家とブルジョワ社会の対立は、公的共同体と奴隷制の古典的対立の完成」(ibid, 123)であるとされる。確かに、こうした古典古代と近代の歴史比較は『ドイツ・イデオロギー』以降の「唯物論的歴史観」に相当する水準のものではない。とはいえ、マルクス自身が政治(学)批判を構想するなかで、ギリシアやローマの歴史、マキャヴェリの『ディスコルシ』などを研究していたことはもっと着目されてよいだろう⁸。

アリストテレスの『政治学』に見られるように、古典古代のポリス(政治的共同体)は、奴隷に委託できるオイコス(経済的共同体)とは明確に区別されており、ポリスとオイコスの対抗関係は公的なものと私的なものの対立として表現される。その意味で、古典古代ではオイコスにおける奴隷制がポリスの基礎であった。ただし、エレン・ウッドが述べているように、古典古代社会(とりわけアテネ)を「奴隷制的生産様式」として定式化する史的唯物論のパラダイムは否定されなければならない。なぜなら、古典古代のアテネにおいては「労働する市民を、生産的「土台」の中心から除外することはできない⁹」からである。ウッドによれば、アテネ民主制の特徴は、オイコスが奴隷労働にどれほど依存しているかという点にあるだけではない。むしろ、自ら労働する小農市民が政治的強制力から解放され、ポリスにおいてシティズンシップを獲得したことが重要なのである¹⁰。じつ、マルクスも後の『経済学批判要綱』「資本主義的生産に先行する諸形態」において、アテネとローマのポリスを想定して同様の議論を展開している。共同体の古典古代的形態は「自由で平等な私的所有者相互間の関わり合い」(MEGA II /1, S.382)として定義され、その民主主義的共和制においては、公有地を配分された労働する小農が、貴族とならんで市民権を獲得していたという¹¹。つまり、古典古代のポリスは、非生産者(地主や貴族)が支配階級となっている部族的共同体や家父長的国家とは異なり、生産者じしんによって構成された市民的共同体civic communityであった。この統治形態においては、労働する奴隷や家内女性が排除されていたとはいえ、階級分割とは無関係にシティズンシップが付与されていたのである。

さらにウッドは、「政治理論の社会史¹²」という観点から、古典古代と近代におけるシティズンシップ概念の異同を次のように整理している。シティズン

シップというアイデアは、古典古代のポリス、すなわち「自己統治的な市民的共同体」に由来するが、そもそも次のような生産システムのもとで成立したものであった。古典古代社会において、支配階級(地主・貴族)は、基本的に、被支配階級である小農生産者の剰余労働を地代および租税として領有するために、政治的強制力に依存せざるをえない。要するに、近代社会のような「政治と経済の分離」は存在せず、剰余労働の経済的搾取は政治的強制力と密接不可分であった。それに対して、近代ブルジョワ社会において支配階級(資本家・土地所有者)は、政治的強制力に依拠することなく、市場の経済的強制力をつうじて賃労働者の剰余労働を領有できる。ここでの直接的生産者、すなわち労働者階級は、古典古代の小農市民とは対照的に人格的紐帯と生産手段から切り離された無所有者となっている。そのため、労働者階級(ひいては生産手段にたいする「本源的所有」を否定された私的諸個人はすべて)は、自らの政治的地位や特権とは直接的に関係のない経済的強制力に服するほかない。

こうした生産システムの相違をふまえたうえで、ウッドは次のように古典古代と近代の統治形態の異同を定式化している。古典古代の民主制は、非生産階級による剰余労働の領有を保証する寡頭制とは対照的に、生産階級が非生産階級による搾取に対抗するための統治形態であった。すなわち、市民的共同体を構成することで、生産階級(小農)じしんが既存の支配階級(地主・貴族)に対抗しようとしたのである。他方、西欧近代において確立した「リベラル・デモクラシー¹³」は、生産階級を政治的構成員として包摂するものの、非生産階級による搾取、すなわち資本-賃労働の階級的敵対関係を何ら損なうことがない。したがって、古典古代の民主制と近代のリベラル・デモクラシーは、シティズンシップが生産階級か非生産階級かという経済的地位に左右されないという点では共通している。しかし、古典古代のシティズンシップが経済的領域における支配構造を無効化したのに対して、近代のシティズンシップは経済的領域における階級支配について直接的には影響を与えることはない。つまり、近代の法治国家のもとで実現された政治的自由や平等は、その本性上、経済的領域における支配構造と共存しうるのだ¹⁴。以上の点をふまえたうえで、次節で「ユダヤ人問題によせて」における近代的シティズンシップ批判を検討し、第三節ではポリティカル・エコノミー批判の観点からマルクスのシティズンシッ

ブ論を再構築していきたい。

2. 初期マルクスの「近代的シティズンシップ」批判：シトワイアン の二重性

『独仏年誌』に掲載された「ユダヤ人問題によせて」(とりわけ第一論文)は、パウアー『ユダヤ人問題』に対する批判を動機として執筆されたものである。植村邦彦が指摘したように、このテキストは「政治的解放」の限界を指摘するという「明快さ」のみならず、「わかりにくさ」を持ち合わせている¹⁵。前者に関して、従来のシティズンシップ研究では、マルクスがシティズンシップの形式的性格を批判したと理解されてきた¹⁶。曰く、近代国家における政治的自由や市民権は、経済的自由を補完すると同時に階級対立を隠蔽するにすぎないことをマルクスが告発した、云々。しかし、本稿ではマルクス自身が「政治的解放」に対してむしろ両義的な評価を下していることに焦点をあてたい。植村はユダヤ人の「政治的解放」の意義に着目したが、筆者はアバンスールの定式を借用して、近代国家によって承認された人権と「国家に抗する政治的共同体¹⁷」の市民権をマルクスが実質的に区別していたのではないか、という問いを設定する。以下では、テキストに立ち入ってこの問題を考察していこう。

マルクスは、「ユダヤ人問題によせて」において、「国法論批判」と同様に政治的國家とブルジョワ社会の二元主義を展開しているが、近代的二元主義が政治体制のあり方に左右されない根源的な事態であることを確認する。その結果、「国法論批判」において近代の二元主義を克服するために掲げられた「真の民主主義」論が撤回され、政治的解放はむしろ近代の二元主義を完成させるだけであると結論される。こうしてマルクスは、政治的國家に固有の論理をブルジョワ社会との関係においてより具体的に把握するようになる。

完成された政治的國家は、その本質上、人間の類的生活であり、人間の物質的生活に対立している。この利己的な生活のあらゆる前提は、國家の領域の外部に、ブルジョワ社会のなかに、しかもブルジョワ社会の特性として存続している。政治的國家が真に成熟をとげたところでは、人間は、ただ単に思想や意識においてばかりでなく、現実性において、生活において、天上と地上との二重の生活を営む。天上の生活とは政治的共同体 Gemeinwesen に

おける生活であって、そのなかで人間は自分を共同的存在 Gemeinwesen と考えている。地上の生活とはブルジョワ社会における生活であって、そのなかで人間は私人として活動し、他の人間を手段とみなし、自分自身をも手段にまでおとしめ、疎遠な諸力の遊び道具となっている。[...] 政治的國家もまた、ブルジョワ社会を再び承認し、再建し、みずからブルジョワ社会の支配を受けざるをえないのである。[...] 人間が類的存在として通用する國家において、人間は想像上の主権の幻想的構成員であり、その現実的な個人的生活を奪い取られ、非現実的な一般性によって満たされている。(MEGA I/2, 157)

ここでの「完成された政治的國家」とは、当時のフランスに見られるように、私有財産にもとづく納税条件を政治的に無効化することで普通選挙権を確立した「國民的國家」を意味している。しかし、政治的解放が完成されたとしても、ブルジョワ社会においては「私的所有」の原理が消失するどころか、むしろ近代國家の前提として強化されていることをマルクスは発見する。「政治的革命は、ブルジョワ社会、すなわち欲求と労働と私利と私利の世界にたいして、それを自分の存立の基礎とするようにして、つまり何かそれ以上基礎づけられない前提、したがって自分の自然的土台とするようにして関わる Verhalten」(ibid, 162)。ここで重要なのは、「国法論批判」で展開された近代の二元主義が、たんに公的領域と私的領域の分離としてのみならず、政治的解放によって両者がよりいっそう結合されたものとして把握されている点である。つまり、近代の政治的革命が中世の封建制において政治的性格を有していた「社会のなかの特殊な諸社会」(ibid, 160)を最終的に解体した結果、アンシャン・レジーム時代に中央集権化した公的國家は、新たに成立した私的ブルジョワ社会を自らの土台とするようにして関わるため、かえってそれにますます制約されざるをえなくなる。それゆえ、近代の二元主義を克服するためには、特定の政治体制を変革するのではなく、現実の人間生活それ自体を変革しなければならないのである。

マルクスは、國家(天上)をブルジョワ社会(地上)の宗教になぞらえたうえで、近代の二元主義においては、人間たちが「公人と私人へ分裂」し、シトワイアンかつブルジョワとして二重の生活を営まざるをえないと述べている。

シティズンシップの思想史の観点から着目すべきなのは、天上の世界という政治的共同体＝国家において人間たちが自らを幻想的に共同的な構成員と考えている点であろう（「非現実的な一般性」）。マルクスは、さしあたって政治的権利すなわち政治的自由を政治的共同体＝国家への参加として理解している（ibid, 156）。そして、北アメリカとフランスの憲法における「人権宣言」の条文を引用しながら、政治的共同体成員としてのシトワイアンの権利から明確に区別された「人間の権利」という概念に着目する。

人間の権利すなわち人権は、そのものとしては、シトワイアンの権利すなわち国家市民権 Staatsbürgerrecht から区別される。シトワイアンから区別された人間とは誰なのか？ブルジョワ社会の構成員にほかならない。なぜブルジョワ社会の構成員は「人間」、たんなる人間と呼ばれ、なぜ彼の権利は人権と呼ばれるのだろうか？どこからこの事実をわれわれは説明するのか？ブルジョワ社会にたいする政治的國家の関係からであり、政治的解放の本質からである。

何よりもまずわれわれは、次に事実を確認しよう。すなわち、いわゆる人権、すなわちシトワイアンの権利から区別された人間の権利は、ブルジョワ社会の構成員の権利、つまり利己の人間の権利、人間および共同体から切り離された人間の権利にほかならない。（ibid, 157）

ここでマルクスは、近代國家の憲法においては、政治的國家の構成員としてのシトワイアンではなく、ブルジョワ社会の構成員としてのブルジョワが「本来の人間」や「必然的に自然的な人間」として現象するほかないと述べている。なぜなら、近代の二元主義においては、政治的國家における非現実的の公人ではなく、ブルジョワ社会における現実的私人こそが土台であり前提であるからだ。そして、近代國家は、みずからの自然的土台としてブルジョワ社会の人間を「もろもろの人権〔平等・自由・安全・所有権〕において承認する」（ibid, 161）。この点は、「ユダヤ人問題によせて」と同様に「ユダヤ人問題論争」への介入の産物でもある『聖家族』において、より明確に述べられている。

近代國家は、そのようなものとしてのみずからのこの自然的土台〔ブルジョワ社会の人間〕を一般的人権のかたちで承認した。しかし、國家がこれをつくりだしたのではない。國家は、それ自身の発展を通じて古い政治的紐帯

をこえて駆り立てられたブルジョワ社会の産物であったが、今度は、國家は人権の宣言によって自分の出生の場所と基礎を承認した。だからユダヤ人が政治的に解放されることと、彼らに「人権」が与えられることとは、相互に制約し合うところの行為である。（MEW2, 120）

マルクスにとって、近代國家の憲法において承認された「人権」はブルジョワ的権利が「人間の権利」として現象したものにはほかならない。近代の政治的革命（政治的解放）が、「あらゆる身分、職業団体、同業組合、特権」（MEGA I/2, 161）を粉砕した結果、古典古代以来の政治的共同体におけるシトワイアンの権利はブルジョワ的権利の「手段」あるいは「下僕」となっている。それゆえマルクスは、ルソーの『社会契約論』を参照しながら、近代ブルジョワ社会において「現実の個人的な人間が、抽象的な國家市民を自分の中に取り戻す」（ibid, 162）ためには、「政治的解放」ではなく「人間的解放」を完遂しなければならないと結論する。確かに、ここでマルクスは、ルソーの直接民主主義論の批判と継承として、ブルジョワ社会それ自体において「ブルジョワのシトワイアン化」を要求しているように見える¹⁸。しかし、すでに確認したように、単なる「政治的解放」では「抽象的な國家市民を自分の中に取り戻す」ことはできない。

マルクス自身は「ユダヤ人問題によせて」において明確に定式化していないが、一つの補助線を引いておこう。すでに見たように、マルクスの政治的解放論がもつ両義性を理解するためには、近代國家の構成員（國家市民）としてのシトワイアンと「國家に抗する政治的共同体」成員としてのシトワイアンを事実上区別する必要がある。しばしば誤解されてきたが、マルクスは近代國家によって承認された諸人権をたんに「ブルジョワ的」だと批判しているわけではない。確かにマルクスは、國家市民権の形式的性格を批判し、「政治的解放」ではなく「人間的解放」によってその実質化を要求しているように見える。しかし、より重要なのは、「國家に抗する政治的共同体」の成員資格を実質的なシティズンシップとして定義し、マルクスの政治思想を積極的に展開することである。つまり、「國家を社会の上位にある機関から社会に完全に従属する機関に変える」（MEGA I/25, 21¹⁹）アソシエーションの政治的次元（＝コミュニケーション）においてシティズンシップを理論的に位置付けるべきなのだ²⁰。次節では、

後期マルクスのポリティカル・エコノミー批判をふまえつつ、この課題を検討しておきたい。

3. 「国家に抗する政治的共同体」のシティズンシップ：アソシエーションの「政治的形態」との関連で

マルクス以降の「マルクス経済学者」が狭義の経済学批判に終始する傾向があったのに対して、マルクス主義政治理論が政治システムや政治体制、国家の諸制度などの分析に終始したために、マルクス自身が完成させることのなかった国家批判はほとんど進展しなかった。マルクス政治思想の研究は、あくまでもポリティカル・エコノミー批判の延長線上で遂行されなければならないが、マルクス主義政治理論はマルクスの問題構成を十分に理解することがなかったのである。しかし、旧西ドイツの「国家導出論争²¹」によれば、マルクスのポリティカル・エコノミー批判は、狭義の経済社会を対象とするのではなく、国家を含む資本主義社会システムを総体として分析するものであった。マルクスは、『資本論』第一巻の商品章において、古典派経済学が価値という形態のうちに隠された内容（労働）を発見したにもかかわらず、なぜこの内容が価値という形態を帯びるのかを問うことができなかつたと述べている（MEGA II/6, 110f）。このポリティカル・エコノミー批判の「形態分析」は、マルクスの政治思想を再構築するうえで決定的に重要である。なぜなら、マルクス以前の古典派経済学が価値の形態分析を見逃したのと同様に、マルクス以降のマルクス主義理論もまた法形態 Rechtsform や国家形態といった「政治的形態」規定の分析を根本的に放棄してきたからである²²。

じじつ、マルクス主義政治理論家は、法や国家の形態ではなく、その内容である強制・物理的暴力・支配の分析に終始する傾向があった。それに対して旧ソ連の法学者パシュカーニスは、「形態分析」の観点からいち早く後期エンゲルスの階級国家論を批判し、強制・物理的暴力という階級支配の内容がなぜいかにして「ブルジョワ社会を総括する」公的権力という形態をとるのかを解明したのである。しかも、革命後のソビエト社会において「階級支配」のための「プロレタリアート独裁」を定式化するのではなく、依然として商品交換にもとづく価値法則とそれを総括する法・国家形態が残存していることを直視して

いた。したがって、パシュカーニスの法学批判は、アソシエーション社会への移行において、国家を活用することなく、商品の等価交換にもとづく価値法則とそれを補完する法形態とをいかにして緩和するかという問題を実践的に提起するものであった。パシュカーニスは「ユダヤ人問題によせて」を引きながら「法の二重性」を定式化しているが、この「法の二重性」という見方はポリティカル・エコノミー批判の延長でマルクスのシティズンシップ論を再構築するうえで有益である。

主観的法は、「自分の私利私欲や自分の私利私欲にとじこもり、社会から分離された個人となっている」利己的な人間、すなわちブルジョワ社会の一員の特徴をしめすものである。客観的法は、「自らを政治的国家と感じ、自分を構成する諸要素との対立においてのみ、その一般性を通用させる」全体としてのブルジョワ国家の表現である。²³

資本主義社会においては、政治的国家の構成員としての国家市民権と「物象の人格化²⁴」としてのブルジョワ的権利が分裂しており、これに対応して法もまた客観的法（規範）と主観的法（権利）へと分裂する。前節で見たように、近代社会において人間たちは公人（国家市民）と私人（私利私欲者）へと分裂するが、前者の国家市民権を規定するのは、「経済的関係が反映した」私利私欲者どうしの法権利関係にほかならない（MEGA II/6, 113f）。つまり、商品生産・交換システムが「物象の人格化」としてのブルジョワ的権利を生み出すのであって、国家市民権はブルジョワ的権利を政治的国家において承認したものにすぎないのだ。その意味で、近代国家によって承認された「政治的権利」は、資本主義的生産様式における資本-賃労働関係、ならびに「物象の人格化」としてのブルジョワ的権利を補完するものとなっている。それでは、形式的なシティズンシップ（近代国家の成員資格）から区別される実質的なシティズンシップ（国家に抗する政治的共同体の成員資格）は、資本主義的生産様式との関連でどのように位置付けられるのだろうか。つまり、ウッドが定式化した意味でのシティズンシップ（直接的生産者による自己統治）は、「物象の人格化」としてのブルジョワ的権利とどのような関係にあるのだろうか。ここで示唆を与えてくれるのが、アメリカ南北戦争時にマルクスが執筆したインターナショナルの手紙（①リンカーン大統領宛て②リンカーン暗殺後のジョンソン

大統領宛て)である。

①北部における真の政治的権力者である労働者たちは、奴隷制が彼ら自身の共和国をけがすのを許していたあいだは、また彼らが、自分の同意なしに主人に所有されたり売られたりしていた黒人に比べて、みずから自分を売り、みずから自己の主人を選ぶことが白人労働者の最高の特権であると得意になっていたあいだは、彼らは真の労働の自由を獲得することもできなかったし、あるいは、ヨーロッパの兄弟たちの解放闘争を援助することもできなかったのであります。(MEW16, S.18f)

②今日、あなた方の市民citizenは、自由で平等であると留保なく宣言されたい。もし彼らに市民の義務を求めながらも、市民の権利を与えないならば、再びあなた方の国をあなた方の人民の血で汚すことになる、未来に向けた闘争がまだ残ってしまうでしょう。²⁵

マルクスは、『資本論』第一巻「労働日」章においても、「北アメリカ合衆国では、奴隷制が共和国の一部をかたわにしていたあいだは、自立した労働運動はすべて麻痺状態にあった。白い皮膚の労働者〔自由な賃金労働者〕は、黒い皮膚の労働者〔奴隷〕が烙印を押されているところでは、自己を解放することはできない」(MEGA II/6, 301)と述べている。ここで注目すべきは、労働力商品の担い手およびその人格化としてのブルジョワ的権利(白人労働者のユニオンニズム)と「資本主義的奴隷制²⁶」(ibid)に抗するシティズンシップ(黒人奴隷の解放運動)とが明らかに対立しているという点である。つまり、「真の労働の自由」としてのアソシエーションを実現するためには、「ブルジョワ的権利」に留まることなく、むしろそれに抗する「シトワイアン的権利」を要求していくことが必要不可欠なのだ。したがって、シティズンシップを獲得する闘争は、資本主義的生産様式における「物象の人格化」を相対化し経済的領域における支配構造を無効化する限りにおいて極めて重要である²⁷。

ただし、ここでのシティズンシップを、近代ブルジョワ社会を構造的に補完する国家市民権として理解することはできない。国家市民権は、ブルジョワ的権利を政治的国家において承認する「人権」である限りにおいて、資本主義的階級関係を再生産するのに必要な機能となりうる。これに対して、「国家に抗する政治的共同体」のシティズンシップを要求する闘争は、ブルジョワ的権利

を相対化すると同時に、階級分割や人種対立を横断するかたちで国家市民権を一定程度普遍化しうる²⁸。ウッドが指摘したように、アソシエイトした生産様式にもとづく独自の政治的共同体は、生産者自身による自己統治という古典古代の民主制を新たに再建したものであった²⁹。この意味で、「国家」を含む「資本主義」に抗するデモクラシーは、もっぱら形式的・法学的観点から考察された「リベラル・デモクラシー」とは異なり、経済的領域における支配構造、そしてブルジョワ的権利を承認した国家市民権とは根本的に両立しえない。したがって、「国家に抗する政治的共同体」のメンバーシップや政治的自由、平等は、ブルジョワ的権利ならびに国家市民権の両者に抗するアソシエーションの次元において構成されるほかないのである。

おわりに

本稿では、マルクスのシティズンシップ論を再構築するために、近代国家の構成員(国家市民)としてのシトワイアンと「国家に抗する政治的共同体」成員としてのシトワイアンを区別し、後者をアソシエーションの次元において把握することを試みた。しかし、資本主義社会システムのもとでは、ブルジョワ的権利を相対化することなしにシティズンシップが実在化することはなく、「そもそも現に存在するかぎりでの人権は、実際にはつねに国家市民の諸権利としてのみ効力をもつ³⁰」にすぎない。したがって、「国家に抗する政治的共同体」は、商品や貨幣、資本といった経済的形態のみならず、資本主義社会に固有の法・国家形態を、漸次的に解消する限りにおいて構成される統治形態と考えることができよう。マルクスのシティズンシップ論を発展させることは、こうした政治的自己組織化の構成原理を新たに発見することにほかならない。

注

- 1 柏崎正憲「ジョン・ロックにおける政治的成員資格：シティズンシップの思想史に向けて」『東京外国語大学論集』第96号、2018年
- 2 従来、political economyは経済学と訳され、近年ではマーシャル以降の経済学economicsと区別するために社会経済学と訳されている。しかし、社会経済学という

- 訳語では、スチュアートやスミスらの political economy を批判したシスモンディ以降の「社会的経済学 l'économie sociale」と区別しづらい。本稿では、アリストテレス『政治学』以来のポリス-オイコスの二項対立図式の延長線で political economy (ポリスのオイコス) を理解する。ただし、political economy とは、近世ヨーロッパにおける国家 State の誕生を背景として一八世紀に新たに成立した経済的社会 (商業的 social commercial society、文明化された社会 civilized society) を対象とする学問である。平子友長「西洋における市民社会の二つの起源」『一橋社会科学』第1巻、2007年を参照。
- 3 柴田高好『マルクス国家論入門』現代評論社、1973年、60ページ。
 - 4 マルクス、エンゲルスからの引用は、Marx/Engels Gesamtausgabe については MEGA、Marx/Engels Werke については MEW と略記し、巻数と頁数を付記する。なお、引用中の〔 〕は筆者による補足であり、下線による強調は原文のものである。
 - 5 平子はこの伝統的概念を次のように整理している。「市民社会は、(一) それが経済社会の利害関係に基づく論理とは異なる地平で独自の政治的共同の構築を志向する理念および運動を意味する (政治的社会としての市民社会) と共に、(二) 政治的社会的内部では、国家の登場以降支配的となった機構ないし装置による統治に対抗して、市民自身による水平的でかつ自治的な政治的関係の領域を確保し、定着させ、拡大させてゆこうとする理念および運動を意味する (国家と対抗する市民社会)」。平子、前掲論文、55ページ。
 - 6 なお、オットー・ブルンナーが述べているように、「ブルジョワという言葉は、シトワイアンと同じく、もともと古いタイプの町の市民の呼称であったが、17・18世紀には手工業の親方、工業企業家という意味を帯びるようになった。ここからしてそれを「資本家」と等置する道が開けたのである」。『ヨーロッパ：その歴史と精神』岩波書店、1974年、205ページ。
 - 7 渡辺憲正『近代批判とマルクス』青木書店、1989年、34ページ。ヘーゲル『法哲学』から学んだマルクスの「市民社会」論には古典古代以来の「市民社会 *societas civilis*」概念が明示的に存在しない。なお、ブルジョワ社会と国家という単純な二元主義ではなく、むしろ両者の領域を横断する「市民社会」を概念的に把握したのはグラムシの功績である。
 - 8 ただし、ミゲル・アバンスールのように初期マルクスの政治思想に「マキャヴェリアン・モーメント」を見いだすことには慎重であるべきだろう。『国家に抗するデモク

ラシー』法政大学出版局、2019年、序章を参照。

- 9 E. Wood: Peasant-Citizen and Slave. Verso, 1988. p.80.
- 10 E. Wood: The Ellen Meiksins Wood Reader. Brill. Leiden/Boston. 2012. Ch.5.
- 11 拙稿「マルクス「本源的所有」論の再検討」『社会思想史研究』第38号、2014年を参照。さらに『資本論』第三部においても「古典古代世界では、生産者による自分の生産諸条件の所有が、同時に政治的諸関係の基礎、シトワイアンの自立の基礎であった」(MEGA II/4.2, 649) と述べられている。
- 12 N. Wood: The Social History of Political Theory, in: Political Theory, Vol. 6, No. 3, 1978.
- 13 マクファーソンが「所有的個人主義」として定式化したように、西欧近代の「リベラル・デモクラシー」は全面化した市場経済としての資本主義社会システムを前提に制度化されてきた。『所有的個人主義の政治理論』合同出版、1980年、第一部序論を参照。
- 14 とはいえ、ハイデ・ゲルステンベルガーが強調しているように、政治的市民権や「リベラル・デモクラシー」は、西欧近代の特殊歴史的条件における社会的闘争の結果として成立したものである。「[[アンシャン・レジーム] に対抗するブルジョワ革命という] この歴史的文脈の外部では、市民の平等的権利は資本主義的搾取の機能的必然性ではない。資本主義的階級関係それ自体には、富や宗教、人種やジェンダーにもとづく政治的不平等を必然的に解消するようなダイナミズムが存在しないのである」。H. Gerstenberger: The Bourgeois-State Form Revisited, in: Open Marxism Vol.1. 1992.
- 15 植村邦彦『同化と解放』平凡社、1993年、209ページ
- 16 D・ヒーター『市民権とは何か』岩波書店、2002年やD・シュナペール『市民権とは何か』風行社、2012年などを参照。
- 17 「したがって、市民社会を再政治化することは、国家の外部にあり国家に抗する政治的共同体の可能性を発見することにほかならない。」アバンスール、前掲書、20ページ。
- 18 山中隆次『初期マルクスの思想形成』新評論、1972年、152ページ。
- 19 「ゴータ綱領批判」(1875年) なお、マルクスは、『ドイツ・イデオロギー』諸草稿の執筆中に「唯物論的方法」を確立し、近代的二元主義を諸個人の物質的生活様式から説明するようになる。こうした観点からマルクスが明確に概念化したのが、ブルジョワ社会の内部で展開される共産主義運動、すなわち労働者階級によるアソシエーショ

- ンにはかならない。
- 20 「国家そのものに対抗する」アソシエーションの含意については、田畑稔『マルクスとアソシエーション 増補新版』新泉社、2015年、補論第2章を参照。
- 21 この論争で共有されていたアプローチは、西ドイツの「マルクスの新しい読み方」潮流が確立した「形態分析Formanalyse」を国家批判へと応用したものである。「それゆえマルクスは、〔商品、貨幣、資本といった〕経済的形態の批判において、単に相次いで形態を分析しただけではない。マルクスは、価値という基本形態と、価値の源泉でありながら価値によって表現される社会関係から出発して、社会関係からその他〔法や国家〕の形態を「導出」したのである。」「ジョン・ホロウェイ/ソル・ピチョット『『国家と資本』序文：唯物論的国家論のために』『マルクス研究会年誌 創刊号』、2017年
- 22 K. Korsch: An Stelle einer Eileitung, in: Eugen Paschukanis, Allgemeine Rechtslehre und Marxismus (1924), Neue Kritik, Frankfurt a. M., 1966.
- 23 エフゲニー・パシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』日本評論社、1986年、105ページ以下。
- 24 資本主義的な商品生産関係において私的生産者たちは物象的連関によって制約された存在であるが、この物象的連関それ自体がその人格的担い手を必要とするため私的生産者たちは商品所持者として行為せざるをえない。マルクスはこの事態を「物象の人格化」と定義した。この「物象の人格化」の次元において、商品所持者（私的生産者）は交換過程において相互に商品所有者（私的所有者）として承認し合う。つまり、資本主義的な商品生産関係においては、所有関係が物象的連関を媒介にして初めて成立するのである。それゆえ、資本主義社会に固有の「政治的形態」の端緒規定は、「物象の人格化」の次元において「他人のfremd意志の取得」を前提とする「支配関係」として定義できる（MEGA II/1.2, 404）。
- 25 ケヴィン・B・アンダーソンによれば、この「挨拶文」はマルクスがその作成に深く関与したにもかかわらず、MEWやMEGAに収録されていない。『周縁のマルクス』社会評論社、2015年、179ページ。
- 26 「ところが、その生産がまだ奴隷労働や夫役労働などという低級な形態で行なわれている諸民族が、資本主義的生産様式の支配する世界市場に引き込まれ、世界市場が彼らの生産物の外国への販売を主要な関心事にまで発達させるようになれば、そこでは

- 奴隷制や農奴制などの野蛮な残虐の上に過度労働の文明化された残虐が接ぎ木されるのである」(MEGA II/6, 242)。
- 27 なお、アバンスールは「国家に抗する政治的共同体」をマルクス自身のデモクラシー論としての的確に定式化したものの、ポリティカル・エコノミー批判の意義を看過しているため、この政治的共同体がアソシエーションの政治的形態（コミュニオン）であって、「国家」のみならず「ブルジョワ社会」（商品生産・交換システム）にも抗するものであることを理解できない。
- 28 資本主義国家における反レイシズム闘争の意義を理論的に考察したものととして、拙稿「資本主義・国民国家・レイシズム：反レイシズム法の意義と限界」清原悠編『レイシズムを考える』（共和国、近刊）を参照。
- 29 Wood2012, Ch.8.
- 30 J・ヒルシュ『国民的競争国家』ミネルヴァ書房、1998年、41ページ。